

令和7年度 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

令和7年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況を「志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき次のとおり公表します。

01 情報公開

実施機関	内容	開示請求	決定内容					不服申し立てなど
			全部開示	部分開示	取下げ	不開示	不存在	
志布志市（市長部局 ^{※1} ）		15件	3件	11件	0件	0件	1件	0件
志布志市（市長部局以外 ^{※2} ）		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
曾於地区介護保険組合		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
曾於南部厚生事務組合		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
曾於地域公設地方卸売市場管理組合		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※1 市長部局には、水道事業も含む。

※2 市長部局以外とは、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会をいう。

02 個人情報保護

実施機関	内容	開示請求	決定内容					不服申し立てなど
			全部開示	部分開示	取下げ	不開示	不存在	
志布志市（市長部局 ^{※1} ）		1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件
志布志市（市長部局以外 ^{※2} ）		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
曾於地区介護保険組合		4件	4件	0件	0件	0件	0件	0件
曾於南部厚生事務組合		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
曾於地域公設地方卸売市場管理組合		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

【訂正請求など】

訂正請求、利用停止請求および不服申し立てなどはいずれも0件でした。

◆ 情報公開制度

市や組合が保有する公文書を、市民の請求に応じて公開する制度です。市政や組合行政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれたものにするを目的としています。

■ 問い合わせ先：

☎総務課 行政グループ ☎ 472-1111（内線 410）

● 曾於地区介護保険組合 ☎ 471-6545

● 曾於南部厚生事務組合 ☎ 473-1388

● 曾於地域公設地方卸売市場管理組合 ☎ 474-1111（内線 420）

◆ 個人情報保護制度

個人情報の適正な取扱いを確保し、誰もが市や組合が保有する自己情報を開示、訂正および利用停止の請求ができる制度です。市政や組合行政の適正で円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的としています。

国民健康保険医療費状況（令和8年3月分）

医療費総額		医療費1人当たりの負担内訳	
医療費総額	249,363,270円		
国保加入者数（3月末）	6,655人	市（国保）負担額	32,539円 （全体の約86.8%）
1人当たりの医療費 （医療費総額／国保加入者数）	37,470円 （前年同月比7.59%減）	個人負担額	4,931円

新増築住宅・車庫・倉庫・サンルームなどを建てられた方へ 家屋調査を実施します（固定資産税）

令和8年中に住宅・車庫・倉庫などを新築または増築された方は、令和9年度から固定資産税が課税されます。この税額の基となる家屋の評価額を算定するため、家屋の現地調査を行います。

◆ 調査方法

日程調整後、市役所職員2人と調査員2人が訪問し、調査を行います。調査時間は約45分（車庫や倉庫などは約20分）です。

◆ 調査する内容

屋外：図面をお借りし、外観（屋根・壁・基礎・構造）の確認
屋内：各部屋の間取り、内装仕上げ（天井・壁・床）、建築設備の確認
※調査員が屋内の調査を行う間、今後の固定資産税などについて説明します。

◆ 必要なもの

各種図面（平面図・立面図・仕上表・建具表）

◆ 新築調査予定

第1回 6月18日（木）～19日（金）

第2回 7月23日（木）～24日（金）

第3回 9月17日（木）～18日（金）

第4回 10月22日（木）～23日（金）

第5回 11月19日（木）～20日（金）

第6回 12月17日（木）～18日（金）

第7回 令和9年1月14日（木）～15日（金）

予備日 令和9年2月8日（月）～9日（火）

※ 対象となる方は、ご都合の良い日をお知らせください。ただし、上記日程については変更する場合があります。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

※ ご連絡がない場合は、こちらで調査日時を決定します。



住宅や倉庫などを取り壊したときは、必ず届出を！！

今年または昨年以前に、住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊した方は、今年中（12月28日まで）に市役所にて家屋滅失申請手続きを行ってください。

なお、今年中に法務局にて滅失登記をされた家屋（予定も含む）や、すでに家屋滅失申請手続きを行った家屋については、届け出の必要はありません。

※ 固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の状況で課税されますので、家屋の取り壊しの届出を受付した翌年度から課税されなくなります。その年の途中で取り壊しても、月割りや日割りの制度はないため、取り壊した年度においては全額納付していただくこととなります。

※ 住宅が建っている土地（住宅用地）は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用されているため固定資産税が軽減されています。住宅を取り壊すと、軽減を受けることができなくなります。

■ 問い合わせ先：☎税務課 課税グループ ☎ 472-1111（内線 202）